

伊勢崎市監査委員告示第 4 号

公 表 書

平成28年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成28年9月7日

伊勢崎市監査委員	猪 俣 健
同	光 山 喜一郎
同	須 永 武 久

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市水道事業

平成 28 年度定期監査結果報告書

1 監査の対象

水道局の課及び所管施設

2 監査の期間

平成 28 年 6 月 30 日（木）

水道庁舎（工務課 給水課 総務課） 波志江配水場 堤西水源敷地
広瀬浄水場

3 予算科目

平成 27 年度水道事業会計

4 監査の概要

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員による予備監査を、下記事項を重点に実施した。

- ア 歳入、歳出予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 工事及び委託契約について
- オ 物品（薬品含む）管理について
- カ 人事関係諸書類の整備状況について

（2）本監査

当該監査は、監査委員 3 名と事務局職員が、水道局内の課については水道庁舎内において、また、所管施設については抽出により現地に立ち入り外観的な監査をそれぞれの責任者から説明を受けて実施した。

5 監査の結果

業務の状況については、平成27年度において給水戸数及び給水人口ともに前年度に比べ増加となっており、年間総配水量は減少となったが、有収水量は増加となった。また、経理の状況については、前年度に比べ営業費用が微増であったものの、営業収益が増収となり、営業収支は前年度に比べ利益が増加した。これに営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失をそれぞれ加減した結果、平成27年度も純利益を計上し、利益幅も前年度に比べ大きくなった。今後も、引き続き経費節減と事業の効率化に努めるとともに、水道料金等の収納率向上へのより一層の努力を望むものである。

施設改良事業では、整備計画に基づく配水幹線整備、上水道施設整備及び老朽管更新事業を行っているが、今後も施設や設備の老朽化に伴う恒常的な維持管理費用の負担が見込まれ、さらに厳しい状況になるものと思われる。そのため、経済性発揮の理念のもと、公営企業としてより一層合理的かつ効率的な事業運営を推進し、同時に、水の安定供給と施設の安全に対する配慮を怠ることのないよう望むものである。

財務事務処理においては、契約関係事務における必要書類の未作成や決裁権者の相違するものがあつた。事務処理に当たっては、従来からの慣習に頼らずマニュアル等の遵守、チェック体制の充実などの対策を望むものである。

○ 総務課

[事務改善]

契約関係において、業務完了報告書等の決裁権者の相違や監督職員指定通知書の作成されていないものがあつた。また、毎月の実績報告書の提出前に請求書が提出されているものがあつた。

行政財産目的外使用において、自動販売機使用料で納入期限を過ぎて入金になっているものがあつた。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○ 工務課

[事務改善]

契約関係において、工程表に不備のあるものがあつた。また、施工状況報告書で、下請業者が施工体系図に記載されておらず、施工体制台帳も未作成のものがあつた。このほか、下請負に関する各種書類に記載誤りがあるものが散見された。チェック体制の充実と適正な事務処理を望むものである。

○ 給水課

[事務改善]

契約関係において、監督職員指定通知書が未作成のもの、工程表が未提出のもの、実績報告書で提出の遅延するものがあつた。また、退職金共済組合証紙報告書で掛金の領収日と報告日が不整合のものがあつた。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

* 広瀬浄水場

[事務改善]

人事関係において、欠勤申請書で決裁日の不整合のものがあつた。

契約関係において、監督職員指定通知書の決裁権者の相違や業務完了報告書の一部記載漏れがあつた。また、予算執行伺で契約の理由欄の適用条項が鉛筆書きのものや記載誤りのあるものがあつた。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。